

～学校感染症について～

つぎの疾病は、学校内での感染拡大を防ぐために学校保健安全法19条によって、出席停止の措置がとられます。出席停止期間は疾病によって異なりますので、下記を参考にしてください。

この治癒報告書は、医師の診断に基づいて保護者が記入し、登校初日に担任に提出してください。

主な感染症の種類と出席停止の期間

- 新型コロナウイルス感染症
発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで【発症日を0日目と数え、6日目から登校が可能です】
- インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで【発症日を0日目と数え、6日目から登校が可能です】
- 麻疹：解熱後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- 風疹：発疹が消失するまで
- 水痘：すべての発疹が痂皮化するまで

◎ウィルス性胃腸炎・溶連菌感染症・手足口病・マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナなど、その他の感染症も出席停止扱いです。感染症に罹患した場合は学校へ報告し、医師の指示に従ってください。

治癒報告書

さいたま市立原山中学校

____年 ____組

氏名 _____

※医師の指示に従って保護者が記入し、提出してください。

病名	(インフルエンザの場合は 型名も記入)
この病気で 欠席した期間 (土日も含む)	令和 ____年 ____月 ____日～ ____月 ____日 ____日間
受診医療機関	医療機関名： _____

インフルエンザの場合は、

予防接種を受けた () 月・ 受けない

上記の通り報告します。

令和 ____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____